

閣感第336号
令和6年7月2日

各都道府県知事 殿

内閣官房内閣感染症危機管理統括庁
感染症危機管理統括審議官

新型インフルエンザ等対策政府行動計画改定の閣議決定及びHP掲載について

本日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第6条第8項において準用する同条第4項の規定に基づき、新型インフルエンザ等対策政府行動計画の改定案が閣議決定され、当庁のホームページに掲載されました。

今般の改定は、平成25年の策定以来、初めての抜本改正となります。本政府行動計画は、新型コロナの経験を踏まえ、次の感染症危機に際して迅速に対処を行うため、複数の感染拡大を念頭に置いて、あらかじめ有事の際の対応策を整理し、対策項目を6項目から13項目へ拡充するとともに、平時からの備えに万全を期すものです。

各都道府県におかれましては、その趣旨を十分御理解の上、都道府県行動計画の作成、管内市町村（特別区を含む。）を始め関係団体等への周知に遺漏なきようお願いいたします。

掲載先：<https://www.caicm.go.jp/action/plan/index.html>